

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 東芝

取締役

代表執行役社長 CEO **車谷 暢昭**

第181期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第181期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年7月30日（木）午後5時15分までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月31日（金）午前10時（受付開始：午前8時30分）
（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本総会の開催日を延期いたしました。）

2. 場 所 東京都新宿区大久保三丁目8番2号 ベルサール高田馬場

3. 目的事項 **報告事項** 第181期（自2019年4月1日至2020年3月31日）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに
連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項 〈会社提案（第1号議案及び第2号議案）〉
第1号議案 定款変更の件
第2号議案 取締役12名選任の件
〈株主提案（第3号議案及び第4号議案）〉
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 取締役3名選任の件

当社取締役会は、**第3号議案及び第4号議案に反対**しております。

〈ご参考〉

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事前の議決権行使をご選択いただき、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきたく、感染拡大防止にご理解ご協力をお願いいたします。

特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方におかれましては、当日のご来場は自粛いただきますよう、強くお願い申し上げます。

当日ご来場を希望される場合は、6ページ記載の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当社の対応について」をよくご確認ください、その内容を了承の上、ご来場願います。

株主総会へご出席の場合



株主総会

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。

株主総会へご欠席の場合



郵送

株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2020年7月30日（木）午後5時15分までに到達**するようご返送願います。



インターネット

別記の「インターネットによる議決権行使に当たってのお願い」(▶48ページから50ページまで)をご参照の上、賛否をご投票願います。

機関投資家の皆様

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ライブ中継のご案内



ライブ中継

第181期定時株主総会の模様をライブ中継いたします。視聴方法等については、同封の「第181期定時株主総会ライブ中継のお知らせ」をご覧ください。ただし、ライブ中継内では、議決権行使やご質問・ご発言はいただけませんので、ご注意下さい。

ご注意事項

- 書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット（パソコン又はスマートフォン）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、別添の第181期報告書のとおりであります。ただし、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の□**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、第181期報告書には記載しておりません。
 1. 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等
 2. 当社の支配に関する基本方針
 3. 連結計算書類の連結注記表
 4. 計算書類の個別注記表会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、第181期報告書に記載の各書類のほか、□**当社ウェブサイト**に掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、第181期報告書に記載の各書類のほか、□**当社ウェブサイト**に掲載している当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等、当社の支配に関する基本方針、連結注記表及び個別注記表となります。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、会社提案には賛成、株主提案には反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の□**当社ウェブサイト**にその内容を掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は、□**当社ウェブサイト**にて開示いたしております。
- 本招集ご通知の英訳は、□**当社ウェブサイト（英文）**に掲載しております。

□ **当社ウェブサイト**

<https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

□ **当社ウェブサイト（英文）**

<https://www.toshiba.co.jp/about/ir/en/stock/meeting.htm>

以上

議決権行使書のご記入方法のご案内

本総会においては、株主提案が行われており（第3号議案及び第4号議案）、当社取締役会はこれに反対しております。詳細は後記の「株主総会参考書類」の32ページ以下をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、第1号議案及び第2号議案に賛成、第3号議案及び第4号議案に反対の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

●議決権行使の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に全てご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	
会社提案	賛	賛	
	否	否	

議案	第3号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	第4号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	
株主提案	賛		賛
	否		否

会社提案・当社取締役会の意見に全てご賛同されない場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	
会社提案	賛	賛	
	否	否	

議案	第3号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	第4号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	
株主提案	賛		賛
	否		否

■ 第181期剰余金の配当（期末）について

当社は、取締役会決議に基づき、2020年3月31日を基準日として剰余金の配当（期末）を行うことといたしました。つきましては、同年6月4日を支払開始日として、1株につき10円（税込）の配当のお支払いを開始しておりますので、該当の株主様は、別途お送りしております配当金（期末）領収書により、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局において、払渡期間（自2020年6月4日至2020年7月31日）内にお受け取り願います。

なお、配当の送金方法をご指定の方には、別途送金の手続をいたしました。

■ 事前のご質問について

株主の皆様から事前にご質問をお送りいただいたものにつきましては、本総会の目的事項に関するご質問で、皆様のご関心の高いと思われるものを、当日の質疑応答に先立ち一括してお答えさせていただく予定です。準備の都合上、2020年7月24日(金)午後5時15分までに到達するよう、以下の方法によりご送付、ご送信されることにつきご協力をお願い申し上げます。

なお、いただいたご質問について必ずご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

（書面の送付先） 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝 法務部
（電子メールの送信先） Hdqsoukai-shitsumon@ml.toshiba.co.jp

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当社の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきたく、ご理解ご協力をお願いいたします。

本総会については、インターネット上でのライブ中継を実施いたしますので、当日の議事はライブ中継でご覧いただけます。

議決権の行使については、書面又はインターネットによる事前行使をお願いいたします。また、ご質問事項については、上記のとおり、事前のご質問をお受けいたします。

当日ご出席を希望される場合は以下の記載内容をよくご確認いただき、その内容をご了承の上、ご来場ください。

- ・当日はご自宅等で検温を実施ください。37.5度以上の場合は、ご来場を自粛願います。
- ・必ずマスクを着用の上、ご来場願います。
- ・会場受付にサーモグラフィーを設置しております。発熱の可能性がある場合、個別に検温を実施させていただきます。検温で37.5度以上の場合、入場をお断りさせていただきます。
- ・体調不良等が疑われる場合、入場をお断り又は退場をお願いする場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常時に比べ、座席数を限定しております。満席の場合はご入場いただけない可能性がありますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症をめぐる今後の状況変化により、開会時刻及び会場を含む本総会の開催・運営方法に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。本総会へご出席される株主様におかれましては、事前に当社ウェブサイトをご覧くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

当社ウェブサイト（英文） <https://www.toshiba.co.jp/about/ir/en/stock/meeting.htm>

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,518,649 個
2. 議案及び参考事項

〈会社提案（第1号議案及び第2号議案）〉

第1号議案及び第2号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 定款変更の件

① 提案の理由等

当社は、剰余金の配当や自己株式の取得に関する事項は、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとしてきました。

この度、株主様から、剰余金の配当や自己株式の取得に関する事項は、株主にとって重要な事項であり、会社法上は原則として株主総会決議事項であるとされているところであり、定款において、これらを株主総会においても決議することができるようにすべきとのご提案がありました。

当社の取締役会としては、株主様との対話を通じて、株主様のご提案を真摯に受け止め、株主総会における株主様のご意思を尊重し、株主総会においても、剰余金の配当や自己株式の取得に関する事項を決議することができるようにすべきと判断し、本議案については会社提案として提案することといたしました。

② 提案の内容

提案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第33条 剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず</u>取締役会の決議によって定める。</p> <p>剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日又は9月30日とする。</p> <p>剰余金の配当が交付開始の日から3年以内に受領されないときは、当会社は、その交付の義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第33条 剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める<u>ことができる。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

取締役12名選任の件

① 提案の理由等

取締役全員（12名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、12名を選任いたしたいと存じます。

当社は、企業価値の最大化を通じて、Total Shareholder Return（TSR）の拡大を目指し、各種施策を推進しています。そして、中長期的な株主価値向上を実現するため、2018年11月8日に公表した5年間の全社変革計画「東芝Nextプラン」の実行を行っているところです。第180期定時株主総会においては、コーポレートガバナンス・コードに基づく、ジェンダーや国際性の面を含め、国際的な事業経験や事業ポートフォリオ、事業再構築及びM&Aに関する豊富な知識と経験並びに資本市場や資本配分の専門性という点で十分な多様性を有する取締役を選任いただき、当社の取締役会はきわめて革新的な構成となりました。特に、取締役12名のうち4名（33%）を外国籍取締役が占める点は、日経平均の構成企業の外国籍取締役比率平均3.5%、TOPIX構成企業の外国籍取締役比率平均5.1%（出典：「2019 Japan Spencer Stuart Board Index」（日本スペンサー・スチュアート㈱））を大きく上回っており、きわめて先進的です。

この新たな取締役会の下で、収益性の低い課題事業については、ROS（売上高営業利益率）5%という基準を設けて厳格なモニタリングを行ないポートフォリオ改革を進め、資本の効率的運用を最重要視し、政策保有株式・機能子会社・不動産関連の事業外資産の売却を行う等、事業ポートフォリオの管理を徹底的に行ってまいりました。

当社は、株主還元強化も推進しており、上限7,000億円という日本最大級の自己株式の取得も着実に実行し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、2020年3月31日を基準日とする配当も実施しました。当社は、平均連結配当性向30%（注）以上の実現を基本とし、適正資本水準を超える部分については、自己株式取得を含む株主還元の対象としております。なお、適正資本水準は定期的に取り締り会の検証を受けるものとし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に備え当面は財務の安定性を重視しますが、将来のキオクシアホールディングス㈱の株式売却から得られる手取金純額の過半を原則として株主還元に充当することを意図しております。秋ごろに新型コロナウイルス感染症の状況が鎮静化しているようであれば、一層の株主還元促進と当社の長期的な企業価値の向上を目的として、継続的な資本配分の改善のため、積極的なポートフォリオの見直し（これらには成長性の高いM&A機会の検討を含みます。）と事業売却を実行していく方針です。

（注）当面の間、キオクシアホールディングス㈱にかかる持分法投資損益は、本方針の対象外とします。

当社は、「東芝Nextプラン」の第一段階として、米国液化天然ガス（LNG）事業からの撤退、人員体制の適正化等を含む構造改革、原価率低減のための調達改革、営業体制の効率化・強化、プロジェクト受注時の審査拡充による採算性改善を含む営業改革、またIT基盤整備を含むグループ全体の業務効率化・生産性の改善のためのプロセス改革を実施し、これらの取組全体により、当社グループは、景気変動等の影響を受けにくい、そして、社会インフラの堅持と社会の安心安全を守る当社使命と合致する、社会インフラ事業をはじめとしたBtoB事業中心の安定した事業ポートフォリオを構築し、また基礎収益力の強化を実現してきております。

当社が保有するキオクシアホールディングス(株)に対する株式（議決権比率40.2%）に関しては、当社は、メモリ事業を当社グループにおいて運営する経営戦略上の意図はなく、キオクシアホールディングス(株)の株式の価値を実現させるため、株式の現金化の可能な方策について継続的に検討しております。この現金化がなされた際には、手取金純額の過半を原則として株主還元に充当することを意図しております。

ポートフォリオ管理においては、インフラサービス事業の更なる成長とデータサービス事業の広がりを実現するため、検討を進めていきます。システムLSI事業、プリンティング事業等のモニタリング対象事業については、聖域を設けずあらゆる施策を検討してまいります。ただし、プリンティング事業については、東芝テック(株)が上場子会社であることから、同社の経営の独立性を尊重し同社のリカバリー施策を注視してまいります。当社としては、東芝グループの事業ポートフォリオ戦略の観点から必要な施策について株主の立場から同社と協議してまいります。

また、当社は、2020年4月には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部への指定申請も実施しました。さらに、「東芝Nextプラン・フェーズ2」として、サイバー・フィジカル・システム（CPS）テクノロジー（注）を駆使してインフラサービスカンパニーへの変革を遂げることによる、更なる成長を目指しています。

（注）CPSとは、実世界（フィジカル）におけるデータを収集し、サイバー世界でデジタル技術などをを用いて分析したり、活用しやすい情報や知識とし、それをフィジカル側にフィードバックすることで、付加価値を創造する仕組みです。

当社は2015年以来、内部管理体制の強化を最重要課題としており、取締役会体制の変更によるガバナンスの強化、子会社の数の削減による管理強化などに取り組んでいますが、2020年2月14日に公表したとおり、当社の連結子会社である東芝ITサービス(株)において、いわゆる循環取引、かつ商品が実在しない架空取引が行われたことが発覚しております。当社としては、事態を重く受け止め、代表執行役会長 CEO（当時）を筆頭とする執行側は、監査委員会に速やかに報告し、外部専門家を登用し

た徹底的な調査を実施し、迅速に対応しました。調査に当たっては、外部専門家が調査や報告の重要な部分を主導し、客観性・専門性の担保された、透明性の高い調査を実施しています。調査の結果を踏まえ、取締役会においても原因分析及び再発防止策について審議し、適時・適切な開示を実施しております。また、エンドユーザーの確認できない帳合取引の原則的禁止など思い切った再発防止策を策定いたしました。

当社は、2015年以降内部管理体制改善に継続的に取り組んでおりますが、更なる不正リスクへの対応として、「風土刷新」、「ITシステム装備」、更には「コンプライアンス有識者会議の新設」も行っていきたいと考えており、3ラインディフェンスの更なる強化を図っていきます。

まず、事業の現場である1線に対しては、風土刷新という観点で、トップ自らがコンプライアンスの重要性を語り、浸透させることが重要であり、今後も継続していきます。また、行動評価を重視した人事評価制度を導入したほか、コンプライアンス意識醸成のための教育投資の拡大、内部通報制度の更なる浸透も図っていきます。

2線はスタッフ部門による牽制です。財務会計や調達など一線を牽制すべき機能については、コーポレートの下部組織として位置づけレポーティングラインを事業側と分けることで、牽制機能が有効に機能すると考えており、既に対応を開始しています。新リスクマネジメントシステムの導入や次期基幹システム導入によるデータ収集機能の向上、ヒューマンエラーの防止と見える化も図ります。また、東芝Nextプランで掲げている子会社数の削減については、これまでも進めてまいりましたが、引き続き削減を進めて、グループガバナンスの強化を図っていきます。

3線は監査機能の強化です。外部有識者を入れたコンプライアンス有識者会議を新設し、全社のリスク・コンプライアンス委員会との連携を図ることで、牽制機能を強化するとともに、監査機能の人員増強やグループ会社の監査役との連携強化など様々な強化策により、不正リスクの発見能力の強化を図ります。

一つの不正事案の発生で、積み上げてきたものが一瞬にして失われるということを改めて肝に銘じ、再発防止策の徹底と、更なる内部管理体制の強化に取り組んでいきます。

これらを踏まえ、取締役会の構成については以下のとおりとすることといたしました。本議案に記載する12名の取締役候補者は、当社の継続的な成長と中長期的な株主価値の向上という観点から最善であると確信しております。

- (1) 取締役の員数は12名とし、代表執行役社長 CEOのみを執行役兼務の取締役、社内出身の非業務執行取締役を1名とし、社外取締役を10名とすることといたしました。これは、当社は、取締役会の実質的かつ充実した議論を可能にするため取締役の員数は11名程度とするとともに、

執行に対する監視・監督機能の実効性を担保するため、社外取締役の比率を過半数とすることとしていましたが、この考え方をさらに一歩進め、取締役の員数は現行の員数を維持しつつ、執行役兼務の取締役は最低限度としたものです。

- (2) 引続き、当社の現在の株主構成を考慮するとともに、外国籍の方4名を含む、国際的な事業経験や事業ポートフォリオ、事業再構築、M&A、資本市場や資本配分の専門性、法律・コンプライアンスの専門家という、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の実行を推進し、かつリスク案件への対応のために必要となるスキルセットを確保する、きわめて革新的な取締役会の構成を継続することといたしました。なお、12名の取締役候補者のうち、1名を新任取締役候補者としております。
- (3) 取締役候補者には、元最高検察庁次長検事であり、かつ最高裁判所判事を6年8か月務めた弁護士、準大手監査法人である東陽監査法人の代表社員を6年7か月務めた公認会計士、日本監査役協会の元会長であり、かつ経済産業省のコーポレート・ガバナンス・システム研究会の委員を務め、日本企業のコーポレートガバナンスの第一人者である者、日本有数の大企業における常勤監査役の経験を有する者が含まれており、当社の内部管理体制の強化の観点から、最善の陣容であると確信しています。

また、指名委員会は、各取締役候補者が別途指名委員会の定める「取締役指名基準」の各要件に合致し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断いたしました。「取締役指名基準」及び「社外取締役の独立性基準」の具体的内容は14ページから15ページに記載のとおりです。

取締役指名基準

取締役の選任に関する議案の内容の決定に当たっては、次の基準を満たし、かつ執行に関する監視・監督及び経営戦略の方向性の決定の職責を適切に果たすことが出来る者を選定するものとする。

- ① 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ② 遵法精神に富んでいること
- ③ 業務遂行上健康面で支障の無いこと
- ④ 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ⑤ 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ⑥ 社外取締役にあつては、法律、会計、企業経営などの各分野における専門性、識見および実績を有していること

社外取締役の独立性基準

指名委員会は、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

- ① 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
- ② 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
- ③ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、当該他社又は当社の連結売上高の2%を超える場合。
- ④ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の業務執行取締役、執行役又は使用人であった場合。
- ⑤ 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外取締役が所属する団体が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。
- ⑥ 当該社外取締役が、現在若しくは過去3年間において業務を執行する役員若しくは使用人として在籍していた法人、又は本人に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。ただし、法人の場合は、当該寄付に係わる研究、教育その他活動に直接関与する場合。
- ⑦ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
- ⑧ 当該社外取締役が、現在又は過去5事業年度における当社の会計監査人において、現在又は過去3年間に代表社員、社員又は使用人であった場合。

② 提案の内容

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当
1	つなかわ さとし 綱 川 智	再任 取締役会長
2	くるま たに のぶ あき 車 谷 暢 昭	再任 代表執行役社長 CEO
3	ふる た ゆう き 古 田 佑 紀	再任 社外取締役 独立役員 報酬委員会委員長、監査委員会委員
4	おお た じゅん じ 太 田 順 司	再任 社外取締役 独立役員 監査委員会委員長（常勤）、指名委員会委員
5	こ ばやし のぶ ゆき 小 林 伸 行	再任 社外取締役 独立役員 監査委員会委員
6	やま うち たかし 山 内 卓	再任 社外取締役 独立役員 指名委員会委員、監査委員会委員
7	ふじ もり よし あき 藤 森 義 明	再任 社外取締役 独立役員 指名委員会委員、報酬委員会委員
8	Paul J. Brough (日本語表記：ポール ブロフ)	再任 社外取締役 独立役員
9	Ayako Hirota Weissman (日本語表記：ワイズマン廣田 綾子)	再任 社外取締役 独立役員
10	Jerome Thomas Black (日本語表記：ジェリー ブラック)	再任 社外取締役 独立役員 報酬委員会委員
11	George Raymond Zage III (日本語表記：レイモンド ゼイジ)	再任 社外取締役 独立役員
12	なが やま おさむ 永 山 治	新任 社外取締役 独立役員

企業経営	法律・ コンプライアンス	会計・監査	多様性※	M&A	企業再構築	資本市場	国際事業経験
○				○	○	○	○
○				○	○	○	○
	○	○					
○	○	○					○
	○	○					
○	○	○					○
○				○	○	○	○
○	○	○	○		○		○
○			○			○	
○		○	○	○	○		○
○			○	○		○	○
○				○			○

※多様性とは、ジェンダー・民族・国籍・その他属性の多様性を意味します。



- 生年月日：1955年9月21日生
- 地位及び担当：取締役会長
- 略歴及び重要な兼職の状況

<ul style="list-style-type: none"> 1979年4月 当社入社 2010年6月 東芝メディカルシステムズ(株) (現キヤノンメディカルシステムズ(株)) 代表取締役社長 (2014年6月まで) 2013年10月 ヘルスケア事業開発部長 2014年6月 執行役上席常務 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年9月 取締役、代表執行役副社長 2016年6月 取締役、代表執行役社長 2018年4月 取締役、代表執行役社長COO 2020年4月 取締役会長、現在に至る。
---	---
- 所有する当社の株式数：251百株

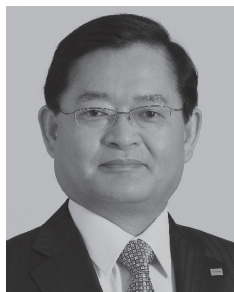
出席率 (2019年度)

取締役会 ▶ 100% (13/13回)

取締役会長候補者、取締役候補者とした理由

綱川智氏は、2016年6月から代表執行役社長として当社の経営を担い、財務基盤及び収益基盤の早期回復と強化、当社グループ組織運営の強化に取り組んできました。自らが以前事業責任者を務めていた東芝メディカルシステムズ(株)(現キヤノンメディカルシステムズ(株))の売却を執行するとともに、東芝ライフスタイル(株)、東芝映像ソリューション(株)の株式売却を執行いたしました。また、ウェスチングハウスエレクトリック社(以下「WEC」といいます。)における巨額損失に起因する当社の債務超過等の経営危機においては、メモリ事業の売却、海外機関投資家に対する第三者割当増資の断行、WEC関連の親会社保証の一括早期弁済の実施とWEC関連資産の売却等により債務超過を解消し、当社を経営危機から脱出させることに成功しました。

また、2018年4月以降2020年3月末までは、代表執行役社長COOとして、代表執行役会長CEOとの緊密な連携のもと、業務執行を牽引してきました。今後は、これまでの経験を元に、非業務執行の取締役会長としての立場で取締役会に参画することにより、当社グループの企業価値最大化とガバナンス強化を進め、課題に継続性をもって対処するためにも、指名委員会において取締役候補者として決定しました。



■ 生年月日：1957年12月23日生 ■ 取締役在任期間：2年1か月（本総会最終時）

■ 地位及び担当：代表執行役社長 CEO

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1980年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 2017年5月 シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)会長兼共同代表(2018年3月まで)

2007年4月 (株)三井住友銀行執行役員

2010年1月 同社常務執行役員

2012年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員

2012年6月 同社取締役

2013年4月 (株)三井住友銀行取締役兼常務執行役員

2015年4月 (株)三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員、(株)三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員

2018年4月 当社代表執行役会長CEO

2018年6月 取締役、代表執行役会長CEO

2020年4月 取締役、代表執行役社長 CEO、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

(株)マネーフォワード社外取締役

■ 所有する当社の株式数：150百株

出席率(2019年度)

取締役会 ▶ 100%(13/13回)

代表執行役社長 CEO候補者、取締役候補者とした理由

車谷暢昭氏は、2018年4月に代表執行役会長 CEOに就任して以降、これまでの豊富な経験と実績を基に、新しい視点で当社の事業を検討し、2018年11月8日に、当社の進むべき新しい道筋を示す今後5年間の全社変革計画「東芝Nextプラン」を策定し、これを随時アップデートするとともに、強いリーダーシップをもって、具体的に同プランの実行を推進しています。同氏は、LNG事業の売却をはじめ、負の遺産処理を果敢に実行し、また、収益性の低い課題事業についてはROS5%という基準を設けて厳格なモニタリングを行い、政策保有株式・機能子会社・不動産関連の事業外資産の売却を行う等、事業ポートフォリオの見直しや資本の効率的な運用を進め、当社は、社会インフラの堅持と社会の安心安全を守る使命と合致する、社会インフラ事業をはじめとしたBtoB主体の安定した姿になりました。さらに、基礎収益力の改善に取り組み、固定費削減、限界利益の改善に成功しました。その結果、2020年3月期の営業利益は1,305億円となり、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば、「東芝Nextプラン」は概ね予定どおり推移しています。加えて、同氏が求心力となり、優秀な人材の獲得にも成功し、当社の執行体制は短期間に飛躍的に強化されました。同氏は株主還元にも積極的に取り組んでおり、当社は7,000億円という、日本最大規模の自己株式取得も着実に実行しました。さらに、平均連結配当性向30%以上の実現を基本とし、適正資本水準を超える部分については、自己株式取得を含む株主還元の対象とし、適正資本水準は定期的に取締役会の検証を受けるものとしています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に備え当面は財務の安定性を重視しますが、将来のキオクシアホールディングス株式会社株式売却から得られる手取金純額の過半を原則として株主還元に充当することを意図しております。秋ごろに新型コロナウイルス感染症の状況が鎮静化しているようであれば、一層の株主還元の促進と当社の長期的な企業価値の向上を目的として、継続的な資本配分の改善のため、積極的なポートフォリオの見直し(これらには成長性の高いM&A機会を含みます)と事業売却を実行していく方針です。また、同氏は、早期に東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部への指定申請も実施しました。指名委員会としては、同氏の取組みは、長期的にはTSRの改善に貢献するものであり、5年間の「東芝Nextプラン」において1年の短期のTSRのみで評価されるべきではないと判断しており、同氏は、TSRの向上に向け、引き続き、コンゴロマリット・ディスカウントを解消するプロジェクト等に取組む予定です。また、「東芝Nextプラン・フェーズ2」として、CPSテクノロジーを駆使してインフラサービスカンパニーへの変革を実行しているところです。同氏は2020年4月には代表執行役社長 CEOに就任しており、引き続き代表執行役社長 CEOとして同プランの実行等を担うことが適当と指名委員会として判断いたしました。金融機関における豊富な経験と実績及び投資会社社長兼共同代表を務めた経験から、事業会社の経営に関する高い識見を有するとともに、これまでの豊富な人脈を活かし、当社を代表した社外向け活動による企業プレゼンスの向上も図られています。2020年2月14日に公表した、当社の連結子会社である東芝ITサービス(株)において、いわゆる循環取引、かつ商品が実在しない架空取引が発生したことが発覚した件では、執行側のトップとして、監査委員会に速やかに報告した上で危機感を持って取り組み、代表執行役社長 CEOとして積極的に社内メッセージを発信し、コンプライアンス有識者会議を新設するなど、再発防止にも積極的に当たっています。当社は、同氏が、今後も内部管理体制の強化に積極的に取り組む意向を確認しています。同氏が代表執行役社長 CEOとしての立場で取締役会に参画することにより、当社グループの企業価値最大化とガバナンス強化を進め、すべてのステークホルダーからの信頼回復に向けた経営を牽引することができるため、指名委員会において取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1942年4月8日生
- 取締役在任期間：4年10か月（本総会終結時）
- 地位及び担当：報酬委員会委員長、監査委員会委員
- 略歴及び重要な兼職の状況

1969年4月 検事任官	2003年9月 最高検察庁次長検事（2004年12月まで）
1993年4月 法務大臣官房審議官	2005年8月 最高裁判所判事（2012年4月まで）
1998年7月 宇都宮地方検察庁検事正	2012年8月 弁護士登録、現在に至る。
1999年9月 最高検察庁検事	2015年9月 当社社外取締役、現在に至る。
1999年12月 法務省刑事局長	
2002年8月 最高検察庁刑事部長	
- 所有する当社の株式数：3百株

出席率（2019年度）

取締役会	▶ 100% (13/13回)
報酬委員会	▶ 100% (8/8回)
監査委員会	▶ 100% (11/11回)

社外取締役候補者とした理由

古田佑紀氏は、最高裁判所判事を6年8か月務め、証券取引法（現金商品取引法）や会社法、独占禁止法等に関連する訴訟を多数取り扱い、企業法務に精通しているのみならず、企業法務に関連する争訟手続にも精通しています。同氏は、当社の現任の監査委員であります。当社における監査委員の重要な職責のひとつに、法令遵守・コンプライアンスがありますが、事実関係の調査、認定等も含め、最高裁判所判事・検察官としての経験に基づき活動しています。実際に、同氏は、WECによるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社買収に伴う損失計上時期について、法律事務所を起用した監査委員会としての調査の遂行など、有事のコンプライアンス対応のほか、内部通報対応をはじめとする日常的なコンプライアンス対応も行っています。また、2020年2月14日に公表した、当社の連結子会社である東芝ITサービス㈱において、いわゆる循環取引、かつ商品の実在しない架空取引が行われたことが発覚した件については、当社が当該案件に関する疑義を認識したあと速やかに報告を受け、外部専門家を含む調査メンバーによる調査状況及びその結果を適宜執行部門から聴取し、原因の究明と対策の検討を要請するとともに、全社的な再発防止策・是正策について自らも検証し、その導入状況を確認しました。このように、同氏は、企業に関する法律・企業法務に関連する争訟手続にも精通しており、また法務省刑事局国際課長を経験しており、国際法務についても豊富な知見を有しています。当社は不正会計問題を踏まえて、監査委員に法律専門家を入れることとしており、かつ、職務執行の監査という監査委員の職責からも法律専門家が監査委員に選定されていることが必要不可欠です。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、このような観点から「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。また、同氏は独立性の基準を満たしています。なお、同氏は当社の取締役会及び所属する委員会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しております。



■ 生年月日：1948年2月21日生 ■ 取締役在任期間：2年1か月（本総会終結時）

■ 地位及び担当：監査委員会委員長（常勤）、指名委員会委員

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|--|---------|--------------------------------------|
| 1971年4月 | 新日本製鐵(株)（現日本製鉄(株)）入社 | 2014年6月 | 新日鐵住金(株)（現日本製鉄(株)）顧問（2015年6月まで） |
| 2001年6月 | 同社取締役 | 2016年7月 | 日本証券業協会副会長、自主規制会議議長（公益理事）（2019年6月まで） |
| 2005年4月 | 同社常務取締役 | 2018年6月 | 当社社外取締役、現在に至る。平和不動産(株)社外取締役、現在に至る。 |
| 2008年6月 | 同社常任監査役 | | |
| 2011年5月 | 公益社団法人日本監査役協会会長（2014年11月まで） | | |
| 2012年6月 | 新日本製鐵(株)常任顧問
新日鉄エンジニアリング(株)（現日鉄エンジニアリング(株)）監査役（2016年6月まで）
(株)企業再生支援機構（現(株)地域経済活性化支援機構）社外監査役（2018年6月まで） | | |

■ 重要な兼職の状況

平和不動産(株)社外取締役

■ 所有する当社の株式数：0株

出席率（2019年度）

取締役会	▶ 100% (13/13回)
指名委員会	▶ 100% (11/11回)
監査委員会	▶ 100% (11/11回)

社外取締役候補者とした理由

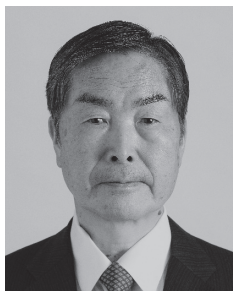
太田順司氏は、新日本製鐵(株)（現日本製鉄(株)）の取締役経営企画部長、常務取締役を歴任し、日本企業の実務を熟知しています。その後、同社の常任監査役を務めるとともに、日本監査役協会会長を務めており、日本における監査役監査、監査委員会監査の第一人者であります。

また、当社の常勤の監査委員として2年間継続勤務し、当社の実情を熟知しております。当社のコーポレートガバナンスにおいて、監査委員会による監査の実効性確保はきわめて重要であり、当社の事業の領域の大きさ等を勘案すれば、2年間常勤の監査委員として得た当社の業務執行に関する知見は、監査委員会の適正な監査の遂行に必要な不可欠であります。また、2020年2月14日に公表した、当社の連結子会社である東芝ITサービス(株)において、いわゆる循環取引、かつ商品が実在しない架空取引が行われたことが発覚した件については、当社が当該案件に関する疑義を認識したあと速やかに報告を受け、外部専門家を含む調査メンバーによる調査状況及びその結果を適宜執行部門から聴取し、原因の究明と対策の検討を要請するとともに、全社的な再発防止策・是正策について自らも検証し、その導入状況を確認しました。更に、経済産業省のコーポレート・ガバナンス・システム研究会の委員として、日本企業のコーポレートガバナンスの実状と課題にも深い知見を有しております。

このような大規模な製造業者の経営企画の実務を含む経営者としての経験や日本監査役協会役員としての幅広い実績と高い識見に基づき、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。

また、同氏は独立性の基準を満たしています。同氏は、かつて新日本製鐵(株)（現日本製鉄(株)）の業務執行者でありましたが、業務執行者を退任してから10年を経過しており、独立性に問題はありません。なお、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の1%未満です。

なお、同氏は当社の取締役会及び所属する委員会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しております。



■ 生年月日：1950年3月22日生

■ 地位及び担当：監査委員会委員

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1977年5月 公認会計士登録

1983年1月 監査法人中央会計事務所入所

1988年6月 同法人代表社員

2000年10月 同法人同業務管理本部審査部長
(2006年6月まで)

2006年9月 東陽監査法人入所

2007年6月 ㈱ストライダーズ社外監査役
(2019年6月まで)

■ 取締役在任期間：1年1か月（本総会最終時）

2008年1月 東陽監査法人代表社員

2014年8月 同法人理事長

2017年10月 同法人相談役（2018年8月まで）

2018年3月 栄伸パートナーズ㈱代表取締役
社長、現在に至る。

2019年6月 イマジニア㈱社外取締役（監査
等委員）、現在に至る。
当社社外取締役、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

栄伸パートナーズ㈱代表取締役社長

イマジニア㈱社外取締役（監査等委員）

■ 所有する当社の株式数：0株

出席率（2019年度）

取締役会 ▶ 100%（9/9回）

監査委員会 ▶ 100%（7/7回）

社外取締役候補者とした理由

当社は、会計専門家を社外取締役に選任することとしておりますが、小林伸行氏はかつて日本の準大手監査法人の代表者を務め、財務及び会計並びに監査に関する深い知見を有しています。当社は指名委員会等設置会社であるため、監査委員は取締役である必要がありますが、会計監査人の選解任議案の内容を決定し、会計監査人の監査の方法及びその結果について監査意見を述べるという監査委員会の職責に照らしても監査委員に日本の公認会計士は不可欠であります。

また、当社はいわゆる日本の大手監査法人との間で現在又は過去に何らかの取引関係があることから、適任者が存すれば日本の大手監査法人以外の監査法人の出身者を候補とすることが好ましいと判断しています。

このような点を考慮し、同氏の公認会計士としての幅広い実績と高い識見に基づき、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営及び会計監査人に対する適切な監督を行っていることから指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。また、2020年2月14日に公表した、当社の連結子会社である東芝ITサービス㈱において、いわゆる循環取引、かつ商品が実在しない架空取引が行われたことが発覚した件については、当社が当該案件に関する疑義を認識したあと速やかに報告を受け、外部専門家を含む調査メンバーによる調査状況及びその結果を適宜執行部門から聴取し、原因の究明と対策の検討を要請するとともに、全社的な再発防止策・是正策について自らも検証し、その導入状況を確認しました。

また、同氏は独立性の基準を満たしています。

なお、同氏は2019年度の当社の取締役会及び所属する委員会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しております。



■ 生年月日：1951年5月3日生 ■ 取締役在任期間：1年1か月（本総会終結時）

■ 地位及び担当：指名委員会委員、監査委員会委員

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1976年4月	三井物産(株)入社	2014年4月	同社副社長執行役員、アジア大洋州三井物産社長
2008年4月	同社執行役員、鉄鋼製品本部長	2015年4月	同社副社長執行役員
2010年4月	同社常務執行役員、物流本部長	2015年6月	同社常勤監査役（2019年6月まで）
2011年4月	同社常務執行役員、アジア大洋州三井物産社長	2019年6月	当社社外取締役、現在に至る。
2013年4月	同社専務執行役員、アジア大洋州三井物産社長		

■ 所有する当社の株式数：0株

出席率（2019年度）

取締役会	▶ 100%（9/9回）
指名委員会	▶ 100%（5/5回）
監査委員会	▶ 100%（7/7回）

社外取締役候補者とした理由

山内卓氏は、日本の大手総合商社である三井物産(株)において、アジア・大洋州の事業責任者、副社長を務め、日本企業の経営実務に関する深い知見を有するとともに、国際事業に豊富な経験を有しています。また、同社の常勤監査役を4年務め、多様な事業を有する日本企業の監査に関する深い知見を有しており、当社のような多様な事業を運営している企業の監査を担うのに適任であります。また、2020年2月14日に公表した、当社の連結子会社である東芝ITサービス(株)において、いわゆる循環取引、かつ商品の実在しない架空取引が行われたことが発覚した件については、当社が当該案件に関する疑義を認識したあと速やかに報告を受け、外部専門家を含む調査メンバーによる調査状況及びその結果を適宜執行部門から聴取し、原因の究明と対策の検討を要請するとともに、全社的な再発防止策・是正策について自らも検証し、その導入状況を確認しました。

このような大企業の経営者としての経験や多様な事業を営む企業集団の監査についての幅広い実績と高い識見に基づき、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。

また、同氏は独立性の基準を満たしています。同氏は、かつて三井物産(株)の業務執行者でありましたが、業務執行者を退任してから5年を経過しており、独立性に問題はありません。なお、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の1%未満です。

なお、同氏は当社の取締役会及び所属する委員会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しております。



- 生年月日：1951年7月3日生
- 取締役在任期間：1年1か月（本総会最終時）
- 地位及び担当：指名委員会委員、報酬委員会委員
- 略歴及び重要な兼職の状況

1975年4月 日商岩井(株)（現双日(株)）入社 1986年10月 日本ゼネラル・エレクトリック(株)入社 1997年9月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー カンパニー・オフィサー 2001年5月 同社シニア・バイス・プレジデント（2011年8月まで） 2008年10月 日本ゼネラル・エレクトリック(株)代表取締役会長兼社長兼CEO 2011年3月 日本GE(株)代表取締役会長（2011年6月まで） 2011年6月 (株)LIXIL取締役 (株)住生活グループ（現(株)LIXILグループ）取締役 2011年8月 同社取締役代表執行役社長兼CEO (株)LIXIL代表取締役社長兼CEO 2012年6月 東京電力(株)（現東京電力ホールディングス(株)）社外取締役（2017年6月まで）	2016年1月 (株)LIXIL代表取締役会長兼CEO 2016年6月 (株)LIXILグループ相談役（2019年12月まで） 武田薬品工業(株)社外取締役、現在に至る。 2016年7月 Boston Scientific Corporation社外取締役、現在に至る。 2017年2月 シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)最高顧問、現在に至る。 2018年1月 Genpact Limited最高顧問、現在に至る。 2018年8月 日本オラクル(株)社外取締役会長、現在に至る。 2019年6月 当社社外取締役、現在に至る。 2020年3月 資生堂(株)社外取締役、現在に至る。
--	--
- 重要な兼職の状況
 - 武田薬品工業(株)社外取締役
 - Boston Scientific Corporation社外取締役
 - シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)最高顧問
 - 日本オラクル(株)社外取締役会長
 - 資生堂(株)社外取締役
 - Genpact Limited最高顧問
- 所有する当社の株式数：0株

出席率（2019年度）	
取締役会	▶ 100%（9/9回）
指名委員会	▶ 100%（5/5回）
報酬委員会	▶ 100%（4/4回）

社外取締役候補者とした理由

藤森義明氏は、世界有数の電機メーカーであるゼネラル・エレクトリック・カンパニーで役員を歴任するとともに、同社の日本法人の代表者として、当社の主たる事業領域である電機業界において深い国際的な事業経験有しております。また、日本の有数の上場企業のCEOや社外取締役を務め、日本の大手企業における経営についても深い知見を有しております。このような国際的な事業経験や大企業の経営者としての幅広い実績と高い見識に基づき、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。

なお、同氏は独立性の基準を満たしています。同氏はゼネラル・エレクトリック・カンパニー及びその日本法人の業務執行者でありましたが、2011年に退任後5年以上を経過しており、独立性に問題はございません。また、当社と日本オラクル(株)及び(株)資生堂との取引高は双方の連結売上高の1%未満であり、その他の重要な兼職先との間の取引はありません。

なお、同氏は当社の取締役会及び所属する各委員会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しております。

Paul J. Brough

(日本語表記: ポール ブロフ)

再任

社外取締役

独立役員



■ 生年月日: 1956年11月13日生

■ 取締役在任期間: 1年1か月 (本総会終結時)

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1983年 9月 KPMG Hong Kong入所
- 1991年10月 同所パートナー
- 1995年 7月 同所コンサルティング部門長
- 1997年10月 同所フィナンシャル・アドバイザリー・サービス部門長
- 1999年10月 同所フィナンシャル・アドバイザリー・サービス・アジア太平洋地域部門長及びKPMGグローバル・アドバイザリー・ステアリング・グループメンバー
- 2008年 9月 Lehman Brothersの複数の在アジア法人の共同清算人
- 2009年 4月 KPMG Hong Kongリジョナル・シニア・パートナー (2012年3月まで)
- 2012年 3月 Blue Willow Limitedチーフ・エグゼクティブ、現在に至る。
- 2012年 9月 Sino-Forest International Corporationチーフ・リストラクチャリング・オフィサー (2013年1月まで)
GL Limited独立非業務執行取締役、現在に至る。
- 2013年 2月 Emerald Plantation Holdings Limited Group会長兼CEO (2015年4月まで)

- 2013年10月 Greenheart Group Limited取締役兼暫定CEO (取締役は2015年5月まで、暫定CEOは2015年4月まで)
Habib Bank Zurich (Hong Kong) Limited独立非業務執行取締役、現在に至る。
- 2015年 5月 Noble Group Limited独立非業務執行取締役 (2017年5月まで)
- 2016年 1月 China Fishery Group業務執行取締役兼チーフ・リストラクチャリング・オフィサー (2016年6月まで)
- 2016年 9月 Vitasoy International Holdings Limited独立非業務執行取締役、現在に至る。
- 2017年 5月 Noble Group Limited エグゼクティブ・チェアマン (2018年12月まで)
The Executive Centre Limited独立非業務執行取締役、現在に至る。
- 2018年12月 Noble Group Holdings Limitedエグゼクティブ・チェアマン (2019年10月まで)
- 2019年 6月 当社社外取締役、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

- GL Limited独立非業務執行取締役
- Vitasoy International Holdings Limited独立非業務執行取締役
- Blue Willow Limitedチーフ・エグゼクティブ

■ 所有する当社の株式数: 0株

出席率 (2019年度)

取締役会 ▶ 100% (9/9回)

社外取締役候補者とした理由

Paul J. Brough氏は、英国勅許公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、ファイナンシャル・アドバイザーとして、M&Aに関する深い経験を有しています。また、リーマンブラザーズのアジアにおける資産の清算に携わるとともに、複数の会社のリストラクチャリング・オフィサー (事業再生担当役員) を歴任し事業再構築に深い経験を有するとともに、海外企業の業務執行取締役や非業務執行取締役を務めており、国際的な事業経験を有しております。このような国際的な事業経験、M&Aや事業再構築の深い経験、企業経営者としての幅広い実績や高い見識に基づき、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を実施していることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。なお、同氏は独立性の基準を満たしています。同氏は当社の取締役会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会に原則として全て出席できる旨を確認しております。

Ayako Hirota Weissman

(日本語表記：ワイズマン廣田 綾子)

再任

社外取締役

独立役員



- 生年月日：1957年5月9日生
- 取締役在任期間：1年1か月（本総会終結時）
- 略歴及び重要な兼職の状況

1984年1月	Equitable Capital Management バイス・プレジデント	2010年11月	Horizon Asset Management, Inc. (現Horizon Kinetics LLC) シニア・バイス・プレジデント、シニア・ポートフォリオ・マネージャー兼アジア戦略担当ディレクター、現在に至る。
1987年1月	Smith Barney, Harris Upham & Co. Inc. (現シティグループ) マネージング・ディレクター	2015年6月	SBIホールディングス(株)社外取締役（2019年6月まで）
1999年10月	Feirstein Capital Management LLC パートナー	2019年6月	当社社外取締役、現在に至る。
2002年1月	Kingdon Capital Management LLC ポートフォリオ・マネージャー	2020年2月	Nippon Active Value Fund plc 非業務執行取締役、現在に至る。
2006年6月	AS Hirota Capital Management LLC 創設者兼最高経営責任者		
- 重要な兼職の状況

Horizon Kinetics LLCシニア・バイス・プレジデント、シニア・ポートフォリオ・マネージャー兼アジア戦略担当ディレクター
Nippon Active Value Fund plc 非業務執行取締役
- 所有する当社の株式数：20百株

出席率（2019年度）

取締役会 ▶ 100%（9/9回）

社外取締役候補者とした理由

Ayako Hirota Weissman氏は、長年にわたり日本国内外の株式投資を始め、様々な投資事業に携わり、特に、投資事業に関して豊富な経験と深い知見を有しております。また、国際的な事業経験を有するとともに、日本企業の社外取締役を務めており日本企業についての知見を有しています。このような事業経験と、資本市場に関する深い知見により、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を実施していることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。

なお、同氏は独立性の基準を満たしています。

指名委員会は、指名委員会における人選プロセスに、多様性及び資本市場の視点を取り入れるため、同氏を指名委員会の委員に新たに選定することといたしました。

同氏は当社の取締役会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しております。

Jerome Thomas Black

(日本語表記: ジェリー ブラック)

再任

社外取締役

独立役員



■ 生年月日: 1959年5月29日生

■ 地位及び担当: 報酬委員会委員

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1982年7月 Arthur Andersen入社

1986年10月 Ernst & Young入社

1995年1月 Kurt Salmon Associates入社

2002年3月 同社グローバル・プラクティス・ディベロップメント・マネージング・ディレクター

2005年1月 同社北米マネージング・ディレクター

2006年1月 同社消費者製品部門社長

2008年1月 同社CEO

2009年3月 イオン(株)入社、顧問

2009年5月 同社執行役、同社グループ戦略・IT最高責任者兼アジア事業最高経営責任者

2010年3月 同社執行役、アセアン事業最高経営責任者兼グループIT・デジタルビジネス事業最高経営責任者兼グループ戦略最高責任者

■ 取締役在任期間: 1年1か月 (本総会終結時)

2011年3月 同社専務執行役、同社グループ戦略最高責任者兼グループIT・デジタルビジネス事業最高経営責任者

2012年3月 同社専務執行役、社長補佐 グループ戦略・デジタル・IT最高責任者

2013年3月 同社専務執行役、社長補佐 グループ戦略・デジタル・IT・マーケティング最高責任者

2014年3月 同社専務執行役、商品戦略担当兼デジタルシフト推進責任者

2015年2月 同社執行役、デジタル事業担当 (2016年5月まで)

2016年3月 イオンリテール(株)取締役執行役員副社長 (2017年2月まで)

2017年4月 イオン(株)顧問、現在に至る。

2019年6月 当社社外取締役、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

イオン(株)顧問

■ 所有する当社の株式数: 0株

出席率 (2019年度)

取締役会 ▶ 100% (9/ 9回)

報酬委員会 ▶ 100% (4/ 4回)

社外取締役候補者とした理由

Jerome Thomas Black氏は、国際的コンサルティング・ファームにおける経験を有するとともに、長年にわたり、日本企業において業務執行に従事してきました。グループ戦略、IT・デジタルビジネスの責任者として事業を執行してきたこと、日本企業の経営に対する深い知見、国際的な事業経験を有し、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。

なお、同氏は独立性の基準を満たしています。同氏はイオン(株)の業務執行者でありましたが、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の1%未満であり、独立性に問題はありません。

同氏は当社の取締役会及び所属する委員会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しております。

George Raymond Zage III

(日本語表記：レイモンド ゼイジ)

再任

社外取締役

独立役員



■ 生年月日：1970年1月20日生

■ 取締役在任期間：1年1か月（本総会最終時）

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1991年6月 プライスウォーターハウス入所
1992年8月 Goldman Sachs & Co入社、投資銀行部門バイス・プレジデント（2000年2月まで）
2000年3月 Farallon Capital Management L.L.C入社
2002年9月 Farallon Capital Asia Pte. Ltd. マネージング・ダイレクター
2008年1月 Farallon Capital Asia Pte. Ltd. マネージング・ダイレクター兼 CEO（2018年8月まで）
2013年8月 Whitehaven Coal Limited 独立非業務執行取締役、現在に至る。
- 2016年8月 PT Aplikasia Karya Anak Bangsa (Go-Jek) コミッショナー（非執行）、現在に至る。
2018年8月 Tiga Investments Pte. Ltd., 創設者兼 CEO、現在に至る。Farallon Capital Management, L.L.C顧問（非常勤）、現在に至る。
2019年4月 PT Lippo Karawaci Tbk コミッショナー（非執行）、現在に至る。
2019年6月 当社社外取締役、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

Whitehaven Coal Limited 独立非業務執行取締役
Tiga Investments Pte. Ltd., 創設者兼 CEO
PT Lippo Karawaci Tbk コミッショナー（非執行）

■ 所有する当社の株式数：3,781百株

出席率（2019年度）

取締役会 ▶ 100%（9/9回）

社外取締役候補者とした理由

George Raymond Zage III氏は、著名な投資ファンドグループであるFarallon Capitalグループに18年間所属し、2008年からはFarallon Capital Asia Pte. Ltd.のCEOとして、Farallon Capitalグループのアジア地区における責任者を務めました。同氏は上場企業、非上場企業への投資を多数行った経験があり、スタートアップ企業への投資、事業再生投資の経験も多数あります。このような投資ファンドにおける経験から事業ポートフォリオ、事業再構築、M&A、資本市場や資本配分の専門性を取締役会にもたらすことができると考えられます。このように「東芝Nextプラン・フェーズ2」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。

なお、同氏は独立性の基準を満たしています。同氏は、2018年8月まで、当社の大株主であるFarallon Capitalグループに属するFarallon Capital Asia Pte. Ltd.の業務執行者でありました。Farallon Capitalグループの議決権比率は10%未満であることから、独立性に問題はありません。また、同氏からは、特定の株主ではなく、当社のために取締役としての職務を遂行する旨の意思表示を受けております。

同氏は当社の取締役会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しています。また、同氏からは、再任された場合には、今後も当社の取締役会に原則として全て出席できる旨を確認しております。



■ 生年月日：1947年4月21日生

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1971年4月 (株)日本長期信用銀行入社

1978年11月 中外製薬(株)入社

1985年3月 同社取締役

1987年3月 同社常務取締役

1989年3月 同社代表取締役副社長

1992年9月 同社代表取締役社長
最高経営責任者 (CEO)
(2012年3月まで)

2006年1月 F. Hoffmann-La Roche Ltd.
拡大経営委員会委員
(2018年3月まで)

2006年10月 公益財団法人東京生化学研究会
理事長、現在に至る。

2009年4月 一般財団法人バイオインダストリー協会理事長、現在に至る。

2010年6月 (株)ソニー社外取締役
(2013年6月まで)

2012年3月 中外製薬(株)代表取締役会長
最高経営責任者 (CEO)
(2018年3月まで)

2013年6月 (株)ソニー社外取締役
取締役会議長
(2019年6月まで)

2018年3月 中外製薬(株)代表取締役会長
(2020年3月まで)

2020年3月 同社特別顧問 (名誉会長)、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

中外製薬(株)特別顧問 (名誉会長)
一般財団法人バイオインダストリー協会理事長
公益財団法人東京生化学研究会理事長

■ 所有する当社の株式数：20百株

社外取締役候補者とした理由

永山氏は、グローバル企業である中外製薬(株)の最高経営責任者として、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、(株)ソニーの社外取締役としての経験から、電機事業に関する深い見識を有しており、「東芝Nextプラン・フェーズ2」の更なる推進を含む、当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待されることから、指名委員会にて社外取締役候補者として決定しました。

また、2013年6月から2019年6月までの6年間にわたり、(株)ソニーの社外取締役 取締役会議長を務め、(株)ソニーの業績回復の実現に貢献するなど、豊富な経験も有しております。

なお、永山氏は独立性の基準を満たしています。同氏は、本年3月まで中外製薬(株)の業務執行者であり、現在は同社の特別顧問 (名誉会長) を務めていますが、現在は業務執行者ではなく、また、当社と中外製薬(株)との取引はありません。また、同氏は、2019年6月まで(株)ソニーの社外取締役でありましたが、業務執行者ではなく、独立性に問題はありません。なお、当社と(株)ソニーとの取引高は双方の連結売上高の1%未満です。

また、同氏からは、当社の取締役役に選任された場合には、当社の取締役会および所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しております。

- (注) 当社は、古田佑紀、太田順司、小林伸行、山内卓、藤森義明、Paul J. Brough、Ayako Hirota Weissman、Jerome Thomas Black、George Raymond Zage Ⅲの9氏との間で会社法第423条第1項の責任について、1,000万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、9氏が再任された場合は継続する予定であります。また、永山治氏が取締役役に選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (注) 各取締役候補者の取締役会及び各委員会の出席率は、2019年度の出席状況を記載しており、小林伸行、山内卓、藤森義明、Paul J. Brough、Ayako Hirota Weissman、Jerome Thomas Black、George Raymond Zage Ⅲの7氏につきましては、取締役役に就任した2019年6月以降に開催された取締役会への出席状況を記載しています。
- (注) 太田順司氏は、平和不動産(株)の社外取締役を務めていますが、同社においては不動産取引に関連し従業員による不正行為があったことが判明し、2020年3月期第2四半期において、当該不正行為に伴う特別損失を計上しています。同氏は、当該不正行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。平素より同社において法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行っており、本件においては再発防止策のための意見表明を行いました。
- (注) 藤森義明氏は、(株)LIXILグループの代表執行役社長を務めていましたが、2015年4月1日より同年7月16日まで同社の連結子会社であったJoyou AG(所在地：ドイツ、フランクフルト証券取引所上場。同年7月16日にドイツ・ハンブルク地方裁判所にて破産手続開始。)において、不適切な会計処理が行われていた事実が判明しております。
- (注) Paul J. Brough氏は、Noble Group Holdings Limitedのエグゼクティブ・チェアマンを務めていましたが、同社の完全子会社であるNoble Resources International Pte. Ltd.が、会計基準に違反した疑いがあるとして、シンガポールのthe Accounting and Corporate Regulatory Authorityによる調査を受けています。
- (注) 2020年2月14日に公表したとおり、当社連結子会社である東芝ITサービス(株)において、外部の調達先と販売先との間でいわゆる循環取引、かつ商品が実在しない架空取引が行われていたこと(以下、本注記において「本案件」)を、外部専門家を含めた社内調査(以下、本注記において「調査」)に基づき認定いたしました。社外取締役である古田佑紀、太田順司、小林伸行、山内卓、藤森義明、Paul J. Brough、Ayako Hirota Weissman、Jerome Thomas Black及びGeorge Raymond Zage Ⅲの9氏は、本件事実が発覚するまで、当該事実を認識しておりませんでした。なお、9氏は日頃から当社取締役会等において、コンプライアンスの強化徹底の観点から発言を行っており、注意喚起を行ってまいりました。監査委員である古田佑紀、太田順司、小林伸行、山内卓の4氏は、会社が本案件に関する疑義を認識したあと速やかに報告を受け、外部専門家を含む調査メンバーによる調査状況及びその結果を適宜執行部門から聴取するとともに、原因の究明と対策の検討を要請するとともに、全社的な再発防止策・是正策について自らも検証し、その導入状況を確認しました。社外取締役である藤森義明、Paul J. Brough、Ayako Hirota Weissman、Jerome Thomas Black及びGeorge Raymond Zage Ⅲの5氏は、取締役会において本案件の調査状況及びその結果について執行側から報告を受けるとともに、当社グループ全体の内部管理体制強化の観点から、原因分析及び再発防止策について議論するなど、積極的な対応を行いました。

ご参考

1. 取締役会議長

第2号議案が承認された場合、取締役会議長については以下の予定であります。

取締役会議長：永山 治

2. 委員会の構成等

第2号議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長については以下の予定であります。

なお、各委員会の構成について、指名委員会は、各委員会とも独立社外取締役で構成することとし、また、監査委員会は、財務・経理に関する監査実務に知見を有する者を含み、かつ、財務・法律・経営について高い専門性を有する独立社外取締役を含めて構成することとし、委員選定に当たっては、これらに配慮いたしました。

指名委員会：永山 治（委員長）、太田順司、山内 卓、藤森義明、Ayako Hirota Weissman

監査委員会：太田順司（委員長）、古田佑紀、小林伸行、山内 卓

報酬委員会：古田佑紀（委員長）、藤森義明、Jerome Thomas Black、永山 治

〈株主提案（第3号議案及び第4号議案）〉

第3号議案及び第4号議案は、株主様からご提案頂いたものです。

各議案の提案の内容及び提案の理由は、株主様から提出頂いたものを記載しておりますが、表形式への変更等を一部行っております。

取締役会としては、いずれの株主提案にも**反対**いたします。

第3号議案及び第4号議案に対する反対の理由は43ページ以下に記載しています。

－株主提案－

第3号議案は、株主3D OPPORTUNITY MASTER FUND様から提案されたものです。

第3号議案 取締役2名選任の件

① 議案の要領

Allen Chu氏及び清水雄也氏を取締役に選任する。

② 提案の理由

当社は、東芝Nextプラン（2018年11月発表）において、その目的がTotal Shareholder Return（TSR）の拡大であることを明示しました。当社においては、2017年11月の約6,000億円の第三者割当増資を経て、現株主の大半を、高い投資リターンと引き換えに高いリスクを許容する機関投資家が占めるに至っており、これらの機関投資家は東芝Nextプランの実行の推進を強く期待しています。

当社は、2019年6月26日開催の第180期定時株主総会において、機関投資家の視点を共有することが可能と考えられる社外取締役として、Paul J. Brough氏、Ayako Hirota Weissman氏、Jerome Thomas Black氏及びGeorge Raymond Zage Ⅲ氏を選任しました。提案者としても、新たに選任された社外取締役が現株主の意向を深く理解して、当社の経営方針に大きな影響を与えることを期待していました。

しかしながら、第180期定時株主総会以降、当社が具体的に行った施策は、上場子会社である東芝プラントシステム株式会社、株式会社ニューフレアテクノロジー及び西芝電機株式会社の完全子会社化のみでした。当社におけるもっとも大きな問題点は、コングロマリット・ディスカウントが生じている点にあります。コングロマリット・ディスカウントが生じる主な背景として、資本コスト以下の低ROICの投資が活発に行われ、株主価値が毀損されるのではないかと、株式市場の懸念があります。当社による上場子会社3社の完全子会社化は、コングロマリット・ディスカウントの解消と相反する施策であり、当社の施策を株式市場が評価していないことは、当社の株価が継続的に低迷していることから明らかです。

このように、この1年間の当社の取締役会のパフォーマンスは、到底、当社の株主を満足させる水準であると評価することはできません。提案者は、当社の一株主として、上記の4名の社外取締役を含む当社の経営陣と継続的に対話を続けてきましたが、当社の低いパフォーマンスは、上記の4名の社外取締

役が兼職等の状況により多忙を極めており、当社の社外取締役としての業務に十分な時間を割くことができていないことに起因するとの疑義を抱えています。

したがって、これから開催される第181期定時株主総会の執行役及び執行役員的人事に当たっては、近年のTSRに対する評価に関して徹底した議論を行った上で、TSRを拡大するための具体的な戦略を策定し、その戦略を実行するのに適切な人材の経営陣への登用を進めていただく必要があります。

以上より、当社においては、機関投資家の視点を共有することが可能な社外取締役を現状の4名よりさらに増加させるとともに、当社の社外取締役としての業務に十分な時間を割くことができる環境にある者を社外取締役に選任する必要があります。提案者は、以上の観点から、Allen Chu氏及び清水雄也氏の2名を、当社の社外取締役として選任することを提案します。

Allen Chu氏は、Tudor Capital, Dymon Asia Capitalなど、名だたる国際投資機関において、マネージング・ディレクターを歴任し、投資家からの高水準のリターンを求められる状況下において、20年以上の豊富な投資経験を有します。さらに、取締役に選任された場合、当社の社外取締役としての業務に専念できる環境にあります。したがって、現株主の当社に対する期待を十分理解した上で、現株主の考えを取締役に反映させることができるといえ、社外取締役として最も適任な人材です。さらに、Allen Chu氏は、阿里巴巴集団控股有限公司（アリババグループ）や中芯国際集成電路製造公司（SMIC (Semiconductor Manufacturing International Corporation)）を含む、計9社の社外取締役経験も有しており、今後当社が注力するIoT分野においても豊富な知見と経験を有しているため、当社の成長に貢献することができます。

清水雄也氏は、直近の15年以上にわたり、不良債権、不動産、未公開株式、日本及びアジアの株式などの広範囲の投資業務に携わっており、ダルトン・インベストメンツでは東京助言子会社（ダルトン・アドバイザー株式会社）の社長を2009年から2014年まで務めました。また、投資先であり、マネジメントバイアウトにて非公開化されたサンテレホン株式会社の社外取締役を2年間務めた経験も有しています。現在は、ひびき・パース・アドバイザーズの代表取締役兼最高投資責任者を務めており、バリュー投資を投資手法として日本の上場企業の株式に投資する投資運用業務を行っています。さらに、取締役に選任された場合、当社の社外取締役としての業務に十分な時間を割くことができる環境にあります。したがって、現株主の当社に対する期待を十分理解した上で、現株主の考えを取締役に反映させることができるといえ、社外取締役として最適な人材です。

③ 候補者の氏名、略歴等

候補者
番号 **13**

Allen Chu

■ 生年月日：1970年9月19日生

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年	Donaldson, Lufkin & Jenrette Securities Corp. (ニューヨーク) 入社 Investment Banking Financial Analyst就任	2002年	Citadel Investment Group (Asia) Limited (東京) 入社 Portfolio Manager担当
1994年	The Goldman Sachs Group, Inc., (香港) 入社 Investment Banking Division Financial Analyst就任	2005年	Tudor Capital (シンガポール) 入社 Portfolio Manager 就任
1995年	同社Principal Investment Area (シンガポール) Associate就任	2007年	同社Partner及びManaging Director就任
1999年	同社Principal Investment Area (香港、ニューヨーク、シンガポール) Executive Director就任 阿里巴巴集团控股有限公司 (アリババグループ) や中芯国際集成電路製造公司 (SMIC (Semiconductor Manufacturing International Corporation)) を含む、計9社の社外取締役就任	2014年	Dymon Asia Capital (シンガポール) 入社 Managing Director就任
		2018年	Dymon Asia Capital (シンガポール) 退社
		2019年	Noviscient Pte. Ltd. (シンガポール) 入社 Partner就任 (現任) Investment Committee Chairman就任 (現任)

■ 上記以外の重要な兼職の状況

ハーバード大学同窓会 (シンガポール) 委員会 委員

清水 雄也

■ 生年月日：1971年11月8日生

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年	ゴールドマン・サックス証券株式会社東京支店入社	2010年	ダルトン・アドバイザー株式会社*代表取締役就任 ※ダルトン・インベストメンツ・グループ再編により新東京法人設立
2000年	ムーア・ストラテジック・バリュウ・パートナーズ入社	2011年	サンテレホン株式会社社外取締役就任
2003年	エー・シー・キャピタル株式会社*入社 ※あすかアセットマネジメントグループPrivate Equity投資業務関連会社	2015年	OTSキャピタル・マネジメント(香港) 創業 同、共同創業者シニア・ポートフォリオマネージャー就任
2004年	あすかアセットマネジメント株式会社入社	2016年	ひびき・パース・アドバイザーズ(シンガポール) 創業 同、代表取締役兼最高投資責任者 (現任)
2005年	株式会社ジャーミン・キャピタル入社		
2007年	ダルトン・インベストメンツ・グループ入社		

■ 上記以外の重要な兼職の状況

該当なし。

－株主提案－

第4号議案はEffissimo Capital Management Pte Ltd様及びSMP Partners (Cayman) Limited as trustee of ECM MF様から提案されたものです。

第4号議案 取締役3名選任の件

① 提案の内容

竹内朗氏、杉山忠昭氏及び今井陽一郎氏を取締役に選任する。

② 提案の理由

ア 社外取締役選任を提案する理由

当社においては、子会社である東芝ITサービス株式会社（以下、TSC）が架空・循環取引を行っていたことが判明しております。

私どもは、本件不祥事は単に他社の不正に巻き込まれたものではなく、TSCの従業員が、架空・循環取引であることを認識しながら主体的に関与した疑いが強く、当社グループの内部統制の不備に基づく重大な不祥事であるという認識をもっております。私どもはこのような観点から、本件不祥事に関して当社から情報収集を行いました。当社においては、本件不祥事（さらには、本件不祥事を発生させた当社グループ全体の内部統制上の問題点）に対する重大性の認識が十分ではなく、真因の究明やそれに基づく内部統制の再構築を行っていかうとする姿勢が乏しいように見受けられます。

また、当社による情報開示は、単に他社の不正に巻き込まれたものという誤導的なものではないかという懸念が払拭できず、本件不祥事の問題点を矮小化しようという意図があるように見受けられます。そもそも、経営者によるステークホルダーに対する公正な情報提供は、ガバナンスの根幹をなすものであって、恣意的な情報開示により投資家を誤導することは、あってはならないことであり、当社の情報開示姿勢には問題があり是正する必要があると考えられます。

2015年に大規模な会計不正が発覚した当社が、不祥事を繰り返すことは、その組織風土やガバナンスの改革が十分に進んでおらず、現状のままではまた新たな大規模不祥事が発生しかねない深刻な状況にあることを示しております。私どもは、重大な不祥事が後を絶たない当社においては、経営陣が不退転の覚悟で率先して真因の究明を行い抜本的な組織風土の変革に取り組むことが、中長

期的な企業価値向上のために必要不可欠と考えておりますが、当社の現経営陣のみでこれらの問題を解決することは困難との考えに至りました。

このような組織風土やガバナンスの問題を解決するためには、専門的な能力と実務経験を有する者が強い問題意識をもって取り組む必要があると考えられることから、上記候補者を当社の社外取締役を選任することを提案いたします。

イ 各候補者の選任を提案する理由

竹内氏は、コンプライアンス、内部統制、コーポレートガバナンスなどを専門とする弁護士であり、これまで、数々の上場会社（カブドットコム証券（東証一部）、GMOペパボ（東証JQ）、日本道路（東証一部）、No.1（東証JQ）など）の社外役員を務めるとともに、数々の不祥事案件（ホシザキ会計不正事案、天馬外国公務員金銭交付事案、日立化成製品不正事案、商工中金融資不正事案、王将フードサービスガバナンス問題事案など）において第三者委員会の委員を務め不正調査に携わっております。また、公認不正検査士（Certified Fraud Examiner）の資格認定団体である一般社団法人日本公認不正検査士協会（ACFEJAPAN）の理事を務めております。執筆論考として、「企業不祥事の事例分析～東芝不正会計問題」月刊監査役2016年7月25日号及び「内部管理体制の高度化に向けた取組み～東芝の『内部管理体制の改善報告』を題材として」旬刊商事法務2018年2月5日号があります。

杉山氏は、花王において、長年にわたり法務コンプライアンス部門に所属し執行役員を務めるなど、内部統制やリスク管理に関して先進企業と目されている花王のコンプライアンスの確立維持に注力されてきました。花王がカネボウの化粧品事業を買収した後は、花王グループの最も重要な連結子会社であるカネボウ化粧品を花王グループの内部統制の仕組みの中に同化させ、維持向上することなども指揮しております。また、企業における法務部門の充実強化を目的とし、会員相互の意見交換を行い、法務部門のあり方を追求する組織である経営法友会の代表幹事を7年間にわたり務めたほか、経済産業省における法務機能強化実装ワーキンググループにも委員として参画されてきました。現在は、文部科学省のコンプライアンスチームメンバーを務めております。

このように竹内氏及び杉山氏は、長年にわたり、企業コンプライアンスの実務に携わってきており、内部統制構築等に関する十分な経験と能力を携えております。この度の当社における不祥事に関しても、その重大性を理解し、社外取締役に選任されることとなった場合には、責任感をもって、当社の中長期的な企業価値向上のため組織風土の変革や内部統制の構築等に注力しようと考えております。

当社の現在の社外取締役は、企業コンプライアンスに関して高い見識・インテグリティを有しているものの、それがグループ会社を含む執行の現場に十分に浸透していないことが、当社が直面している課題でもあり、この点について当社においても認識されているものと考えております。これは、社外取締役の高い見識・インテグリティを、グループ会社を含む執行の現場における「具体的事案における具体的行動」に反映させるための内部統制やガバナンスの仕組み・機能・運営が不十分であることに起因すると考えられます。これらを改善するには、当社経営陣の見識・インテグリティをさらに高めるための議論を取締役会で行うことに加え、十分なフットワークを備えたハンズオンのモニタリング（たとえば、重要事案における第一次情報の適時適切な検討、有事対応における適切な初動調査体制の検討、平時の内部統制の具体的な運用状況の検討など）を行うことができる人材を社外取締役として取締役に加え、業務執行に当たらない範囲で当該社外取締役が能動的に活動することが不可欠と考えられます。竹内氏及び杉山氏は、十分なフットワークを備えたハンズオンのモニタリングを行うことができる人材であり、当社が抱える課題を解決することに貢献することができるものと考えられます。

今井氏はEffissimo Capital Managementの創業者かつ役員であります。Effissimo Capital Managementの投資先においては、これまでも、不法行為、不正行為、ガバナンス上の問題などが生じており、今井氏は、コーポレートガバナンスにおいて中心的役割を果たすべき株主の立場から、それらの問題に対して取り組んできた経験を有しております。

Effissimo Capital Managementは当社の実質的な筆頭株主として、当社の中長期的な企業価値に関して最も経済的影響を受けるものであり、中長期的な企業価値向上を最も望むものでもあります。当社の組織風土やガバナンスの問題を解決するために、このようなインセンティブを有する今井氏が強い問題意識を持って当社の社外取締役となることは、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えられます。

また、日本版スチュワードシップ・コードにおいて説明されているとおり、機関投資家は、投資先の企業価値の向上や持続的成長を促す責任を有しているものと考えられ、かかる責任を適切に果たすため、投資先企業の状況、とりわけ本件不祥事のような投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項を的確に把握することが求められています（原則3及び指針3-3.）が、当社が誤導的な情報開示を行っているとの懸念を払拭できない以上、コーポレートガバナンスを適切に機能させるためには、今井氏が直接社外取締役としてモニタリングを行う必要があるものと考えられます。

なお、コーポレートガバナンス・コードの原則4-7.においては、独立社外取締役の役割・責務として、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を適

切に取締役会に反映させることが挙げられています。Effissimo Capital Managementは当社の実質的な筆頭株主ではありますが、支配株主ではなく、今井氏が当社の取締役となったとしても取締役会の中では少数であり、また、当社との間で利益相反を生じるような取引関係もないことから、自社の利益のために不当に発行会社の取締役会を誘導するおそれはありません。

ウ 最後に

当社は、昨年も複数の外国籍取締役を含め社外取締役の人数を増員するなど経営体制の見直しを行ったばかりであり、(現取締役が全員留任するとして) さらに社外取締役を追加することは拙速であり、また、取締役の人数が多くなりすぎるのではないかという一般的な懸念もあるかもしれません。しかしながら、私どもは、上記のとおり、大規模な会計不正が発覚した直後に不祥事を繰り返す当社の組織風土やガバナンスの問題を解決し、中長期的な企業価値向上に繋げるためには、専門的な能力と実務経験、強い問題意識を有している私どもが推薦する上記の者を社外取締役とすることが必要不可欠と考えております。

③ 候補者の氏名・略歴

候補者
番号

15

竹内 朗

■ 生年月日：1967年5月25日生

■ 略歴及び他の法人等の代表状況

1994年 最高裁判所司法研修所入所
(第48期)

1996年 同修了、弁護士登録
国内法律事務所に勤務

2001年 日興コーディアル証券株式会社
(現SMBC日興証券株式会社)
法務部勤務

2006年 国広総合法律事務所パートナー

2010年 プロアクト法律事務所開設
カブドットコム証券株式会社
社外取締役 (兼監査委員会委員長)

2014年 GMOペパボ株式会社社外監査役
日本道路株式会社社外取締役

2015年 株式会社No.1社外監査役 (現任)

2018年 ACFE JAPAN (一般社団法人日本
公認不正検査士協会) 理事 (現任)
株式会社エコスタイル社外取締役
(現任)

株式会社マイナビ社外取締役
(現任)

■ 所有する当社の株式数：0株

候補者
番号

16

杉山 忠昭

■ 生年月日：1958年3月30日生

■ 略歴及び他の法人等の代表状況

1980年 花王石鹼株式会社 (現花王株式会社)
入社

2003年 花王株式会社法務・コンプライア
ンス部門 法務部長

2012年 花王株式会社執行役員 法務・コン
プライアンス部門統括*1

2014年 株式会社カネボウ化粧品取締役*2
Kao USA Inc., Member of the
Board*3

Kao Germany GmbH,
Supervisory Board Member*4
*1*2*3*4 2018年12月退任

■ 所有する当社の株式数：0株

今井 陽一郎

- 生年月日：1978年10月2日生
- 略歴及び他の法人等の代表状況
 - 2002年 日興アセットマネジメント株式会社
入社
 - 2004年 MACアセットマネジメント株式会社
入社
 - 2006年 Effissimo Capital Management
Pte Ltd設立、Director（現任）
- 所有する当社の株式数：0株

(注) 1 上記各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

(注) 2 上記各取締役候補者は、当社の社外取締役候補者です。

(注) 3 竹内朗氏の特記事項について

- (1) 同氏が社外取締役を務めていたカブドットコム証券株式会社は、2017年1月、東京証券取引所から「作為的相場を形成させるべき取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況が認められたため、過怠金1,000万円の処分を受けました。同氏は、取締役会及び監査委員会の一員として、再発防止措置を策定・実施し、内部管理体制の強化・拡充を図っております。
- (2) 同氏が社外取締役を務めていた日本道路株式会社は、2016年に東日本高速道路株式会社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、公正取引委員会による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」）違反に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、同法違反の有罪判決を受けました。また、2018年3月に東京都、東京湾埠頭株式会社及び成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の入札に関して、公正取引委員会から独占禁止法違反で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日ごろから業務リスク管理の重要性について注意を喚起しておりました。当該事実の判明後は、取締役会において再発防止のための提言を行い、社内会議に出席して具体的な再発防止策について提言をするなど、社外取締役として必要な対応を行っております。

○第3号議案及び第4号議案に対する取締役会の反対意見

[意見]

当社の取締役会は、第3号議案及び第4号議案に **反対** です。

第2号議案「取締役12名選任の件」の提案の理由等に記載のとおり、当社の提案する取締役候補者は、コーポレートガバナンス・コードに基づく、ジェンダーや国際性の面を含め、国際的な事業経験や事業ポートフォリオ、事業再構築及びM&Aに関する豊富な知識と経験並びに資本市場や資本配分の専門性という点で十分な多様性を有しており、「東芝Nextプラン」の実行に最適であるとともに、法律、コンプライアンス、会計といった観点からも十分な専門性を備え、不正案件その他のリスクへの対応の観点からも十分な陣容であると判断しています。当社がご提案する取締役候補者の詳細につきましては、第2号議案「取締役12名選任の件」をご参照下さい。

第3号議案及び第4号議案において、株主様から推薦された候補者5名につきましても、当社指名委員会の委員長及び委員を務める取締役全員と面談したうえで、指名委員会において、候補者の資質・実績・専門性に加え、当社取締役会の全体構成における役割、機能等の観点から検討・審議を行いました。その結果、指名委員会として、以下の理由により、第3号議案及び第4号議案における候補者5名を選任する必要はないと判断いたしました。

- (1) 当社は、本総会の終結後の新取締役会の構成の検討に当たり、当社の取締役会に求められるスキルセットを総合的に考慮しており、その結果決定した取締役会の構成は、当社の継続的な成長と中長期的な株主価値の向上、ひいてはTSRの拡大に資する必要かつ十分な体制であること
- (2) 当社の提案する新取締役会は、社内出身の取締役が2名(執行役兼務の取締役はうち1名のみ)、社外取締役が10名という先進的な構成であり、高い監督機能を有しており、資本市場、企業経営、国際事業経験といった、「東芝Nextプラン」の実行に資する深い知見を有する人材を確保するとともに、ジェンダーや国際性などの観点を含め、十分な多様性が確保されていること
- (3) 当社の提案する取締役候補者は、不正事案等のリスク案件に対する監督及び再発防止策の策定という観点からも、法律・コンプライアンスの専門家、会計の専門家、コーポレート・ガバナンスの第一人者及び日本有数の大企業における常勤監査役の経験を有する者を含み、十分な陣容であること
- (4) 当社は、取締役会の実質的かつ充実した議論を可能にするため取締役の員数は11名程度としており、当社の事業内容、「東芝Nextプラン」の実行及び企業規模に鑑みた取締役会の適正規模の観点から、12名という新取締役の員数は適切であること

- (5) 当社取締役は、外国籍取締役4名を含め、いずれも、2019年度の当社の取締役会及び所属する委員会に全て出席し、積極的に発言をするなど、当社の取締役として積極的に活動しており、全ての取締役候補者からは、選任された場合には、当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認していること
- (6) Allen Chu氏及び清水雄也氏については、「機関投資家の視点を共有することが可能な社外取締役を現状の4名よりさらに増加させるとともに、当社の社外取締役としての業務に十分な時間を割くことができる環境にある者を社外取締役に選任する必要」があるとして株主様から提案を受けたものですが、当社の提案する取締役候補者は、Ayako Hirota Weissman氏及びGeorge Raymond Zage Ⅲ氏を始め、資本市場に関する豊富な知見を有する候補者を含んでおり、また、上記(5)のとおり、当社の提案する取締役候補者はいずれも、当社の取締役として積極的に活動しており、全ての取締役候補者から、選任された場合には、当社の取締役会及び所属する委員会に原則として全て出席できる旨を確認しており、株主様のご懸念は当たりませんので、Allen Chu氏及び清水雄也氏については、取締役として選任する必要はないものと判断しております。
- (7) 竹内朗氏及び杉山忠昭氏については、当社のコンプライアンスや企業風土の改善のために有益であるとしてご提案をいただいたものと理解していますが、当社は上述のとおり、内部管理体制改善に真摯に取り組んでおり、また、当社の提案する取締役候補者には、元最高検察庁次長検事であり、かつ最高裁判所判事を6年8か月務めた弁護士、準大手監査法人である東陽監査法人の代表社員を6年7か月務めた公認会計士、日本監査役協会の元会長であり、かつ経済産業省のコーポレート・ガバナンス・システム研究会の委員を務め、日本企業のコーポレートガバナンスの第一人者である者、日本有数の大企業における常勤監査役の経験を有する者が含まれており、当社の内部管理体制の強化の観点から、最善の陣容であると確信していることから、竹内朗氏及び杉山忠昭氏については、取締役として選任する必要はないものと判断しております。
- (8) 今井陽一郎氏については、当社のコンプライアンスや企業風土の改善のために有益であるとしてご提案をいただいたものと理解していますが、同氏は当社の筆頭株主の業務執行者であり、利益相反等の観点から、特定の株主の業務執行者を取締役とすることは、適切ではないと考えております。また、同氏は、必ずしもコンプライアンスの専門家ではないこと、当社の提案する取締役候補者には(7)記載のとおり、法律やコンプライアンスの専門家を含んでおり、当社の内部管理体制の強化の観点から、最善の陣容であると確信していることから、今井陽一郎

氏については、取締役として選任する必要はないものと判断しております。

当社は、第2号議案の提案の理由等においても記載したとおり、企業価値の最大化を通じて、TSRの拡大を目指し、各種施策を推進しています。当社は、第180期定時株主総会において選任された、きわめて革新的な構成の取締役会の下で、2018年11月8日に公表した5年間の全社変革計画「東芝Nextプラン」の実行を行っているところであり、収益性の低い課題事業については、ROS（売上高営業利益率）5%という基準を設けて厳格なモニタリングを行ないポートフォリオ改革を進め、資本の効率的運用を最重要視し、政策保有株式・機能子会社・不動産関連の事業外資産の売却を行う等、事業ポートフォリオの管理を徹底的に行っておりまいりました。キャピタルアロケーションについても、適正資本水準を超える部分については株主還元の対象とすることを剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針として定めました。

当社は、株主還元の強化も推進しており、上限7,000億円という日本最大級の自己株式の取得も着実に実行し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、2020年3月31日を基準日とする配当も実施しました。当社は、平均連結配当性向30%（注）以上の実現を基本とし、適正資本水準を超える部分については、自己株式取得を含む株主還元の対象としております。なお、適正資本水準は定期的に取り締り会の検証を受けるものとし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に備え当面は財務の安定性を重視しますが、将来のキオクシアホールディングス(株)の株式売却から得られる手取金純額の過半を原則として株主還元に充当することを意図しております。秋ごろに新型コロナウイルス感染症の状況が鎮静化しているようであれば、一層の株主還元の促進と当社の長期的な企業価値の向上を目的として、継続的な資本配分の改善のため、積極的なポートフォリオの見直し（これらには成長性の高いM&A機会の検討を含みます。）と事業売却を実行していく方針です。

（注）当面の間、キオクシアホールディングス(株)にかかる持分法投資損益は、本方針の対象外とします。

また、当社は、米国液化天然ガス（LNG）事業からの撤退、構造改革、調達改革、営業改革、プロセス改革を実施し、これらの取組全体により、当社グループは、景気変動等の影響を受けにくい、そして、社会インフラの堅持と社会の安心安全を守る当社使命と合致する、社会インフラ事業をはじめとしたBtoB事業中心の安定した事業ポートフォリオを構築し、また基礎収益力の強化を実現してきております。今後も、構造改革や事業外資産の売却に積極的に取り組み、コングロマリット・ディスカウントの解消に向けた検討などにも真摯に取り組んでいく予定です。

さらに、「東芝Nextプラン・フェーズ2」として、サイバー・フィジカル・システム（CPS）テクノ

ロジックを駆使してインフラサービスカンパニーへの変革を遂げることによる、更なる成長を目指しています。

なお、当社は、上場子会社について、経済産業省の「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に基づき、重要なガバナンス上の課題と捉え、取締役会にて深く議論した結果、東芝プラントシステム(株)、ニューフレアテクノロジー(株)及び西芝電機(株)の3社については、完全子会社化することにより、企業価値の向上を実現することができると判断し、2019年11月13日に公表したとおり、公開買付けの方法により完全子会社化しました。現在、各社との間でシナジー最大化に向けたワーキング・グループを立上げ、実行しています。いずれも、EPS（1株あたり当期純利益）の増加が見込め、資本コストを十分に上回る内部収益率（IRR）がある案件であることを確認して実行しています。

当社が保有するキオクシアホールディングス(株)に対する株式（議決権比率40.2%）に関しては、当社は、メモリ事業を当社グループにおいて運営する経営戦略上の意図はなく、キオクシアホールディングス(株)の株式の価値を実現させるため、株式の現金化の可能な方策について継続的に検討しております。この現金化がなされた際には、手取金純額の過半を原則として株主還元に充当することを意図しております。

ポートフォリオ管理においては、インフラサービス事業の更なる成長とデータサービス事業の広がりを実現するため、検討を進めていきます。システムLSI事業、プリンティング事業等のモニタリング対象事業については、聖域を設けずあらゆる施策を検討してまいります。ただし、プリンティング事業については、東芝テック(株)が上場子会社であることから、同社の経営の独立性を尊重し同社のリカバリー施策を注視してまいります。当社としては、東芝グループの事業ポートフォリオ戦略の観点から必要な施策について株主の立場から同社と協議してまいります。なお、当社は、社外取締役に対する株式報酬制度を導入し、執行役の報酬の基準についても、3年間の相対TSRを用いるなど、TSR拡大を意識した経営を行っています。また、5年間の「東芝Nextプラン」において、1年の短期的TSRのみで評価されるべきではないと判断しております。

さらに、当社は2015年以来、内部管理体制の強化を最重要課題としており、取締役会体制の変更によるガバナンスの強化、子会社の数の削減による管理強化などに取り組んでいますが、2020年2月14日に公表したとおり、当社の連結子会社である東芝ITサービス(株)において、いわゆる循環取引、かつ商品が実在しない架空取引が行われたことが発覚しております。当社としては、事態を重く受け止め、代表執行役会長 CEO（当時）を筆頭とする執行側は、監査委員会に速やかに報告し、外部専門家を登用した徹底的な調査を実施し、迅速に対応しました。調査に当たっては、外部専門家が調査や報

告の重要な部分を主導し、客観性・専門性の担保された、透明性の高い調査を実施しています。調査の結果を踏まえ、取締役会においても原因分析及び再発防止策について審議し、適時・適切な開示を実施しております。また、エンドユーザーの確認できない帳合取引の原則的禁止など思い切った再発防止策を策定いたしました。

当社は、2015年以降内部管理体制改善に継続的に取り組んでおりますが、更なる不正リスクへの対応として、「風土刷新」、「ITシステム装備」、更には「コンプライアンス有識者会議の新設」も行っていきたいと考えており、3ラインディフェンスの更なる強化を図っていきます。

まず、事業の現場である1線に対しては、風土刷新という観点で、トップ自らがコンプライアンスの重要性を語り、浸透させることが重要であり、今後も継続していきます。また、行動評価を重視した人事評価制度を導入したほか、コンプライアンス意識醸成のための教育投資の拡大、内部通報制度の更なる浸透も図っていきます。

2線はスタッフ部門による牽制です。財務会計や調達など一線を牽制すべき機能については、コーポレート下部組織として位置づけレポーティングラインを事業側と分けることで、牽制機能が有効に機能すると考えており、既に対応を開始しています。新リスクマネジメントシステムの導入や次期基幹システム導入によるデータ収集機能の向上、ヒューマンエラーの防止と見える化も図ります。また、東芝Nextプランで掲げている子会社数の削減については、これまでも進めてまいりましたが、引き続き削減を進めて、グループガバナンスの強化を図っていきます。

3線は監査機能の強化です。外部有識者を入れたコンプライアンス有識者会議を新設し、全社のリスク・コンプライアンス委員会との連携を図ることで、牽制機能を強化するとともに、監査機能の人員増強やグループ会社の監査役との連携強化など様々な強化策により、不正リスクの発見能力の強化を図ります。

一つの不正事案の発生で、積み上げてきたものが一瞬にして失われるということを改めて肝に銘じ、再発防止策の徹底と、更なる内部管理体制の強化に取り組んでいきます。

以上のとおり、第2号議案に記載する12名の取締役候補者は、当社の継続的な成長と中長期的な株主価値の向上、ひいてはTSRの拡大及び当社の内部管理体制の強化という観点から最善であると確信しており、第3号議案及び第4号議案による候補者合計5名を取締役として選任する必要はないと考え、これらの議案に反対します。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

議決権行使期限

2020年7月30日（木）
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使
<https://www.web54.net>

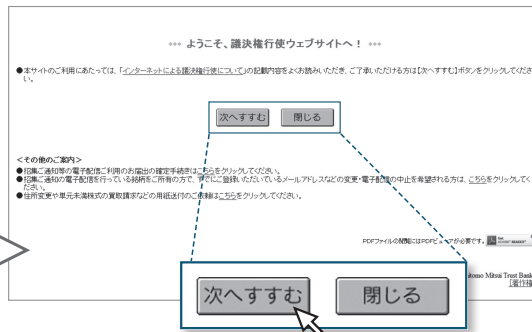
当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、**第1号議案及び第2号議案に賛成**、**第3号議案及び第4号議案に反対**の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。



アクセス手順について

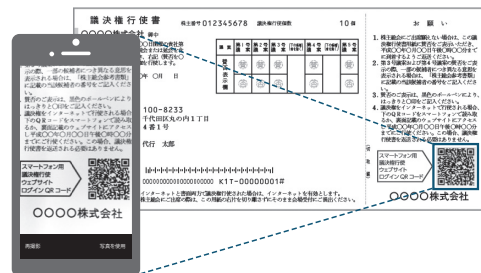
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

2. ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。（電子メールにより招集ご通知が変更されている株主様の場合は、招集ご通知の電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード:

議決権行使コード:

3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用する場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。＊上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使方法を選択

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

第1号議案
第〇期期末余金の処分の件

第2号議案
定款一部変更の件

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

確認画面で問題なければ「この内容で行使用する」ボタンを押して行使完了です。

＊一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パスワードのお取扱いについて

- ① 今回ご案内するパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- ② パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- ③ 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
- ④ パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手数願います。

! ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株)
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031**

(受付時間午前9時～午後9時)

その他のご照会につきましては、下記にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社等にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行(株) 証券代行部

 **0120-78-6502** (当社専用フリーダイヤル)
(受付時間午前9時～午後5時、休日を除く。)

メモ欄

メモ欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主総会 会場ご案内図

開催日時 2020年7月31日（金）午前10時（受付開始：午前8時30分）

開催場所 ベルサール高田馬場 東京都新宿区大久保三丁目8番2号 住友不動産新宿ガーデンタワーB2

交通機関のご案内

● JR山手線 ● 西武新宿線

● 東京メトロ東西線

「高田馬場駅」

戸山口から徒歩約5分

5番出口から徒歩約6分

[バス] 都営バス(1番のりば):高71「九段下」行き又は関東バス(1番のりば):百01「東中野駅西口」行き「高田馬場駅通り」バス停下車 徒歩約2分

● 東京メトロ副都心線

「西早稲田駅」

2番出口から徒歩約7分

[バス] 都営バス(「学習院女子大学前」バス停):高71「高田馬場駅前」行き「高田馬場駅通り」バス停下車 徒歩約2分

● 東京メトロ東西線・半蔵門線 ● 都営新宿線「九段下駅」

[バス] 都営バス(2番のりば):高71「高田馬場駅前」行き「高田馬場駅通り」バス停下車 徒歩約2分

● JR中央・総武線(各駅停車) ● 都営大江戸線「東中野駅」

[バス] 関東バス(1番のりば):百01「高田馬場駅」行き「高田馬場駅通り」バス停下車 徒歩約2分



お願い

駐車場のご用意はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。
ベルサール高田馬場近隣の駐車場は、有料ですので、ご注意ください。

お土産、お弁当はご用意いたしていません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。